

# 金融再編成下の都市銀行の対応

野 崎 哲 哉

## 《目 次》

- I. はじめに
- II. 金融制度改革法の施行と業務自由化の進展
  - 1. 金融制度改革法の施行と業務分野規制の緩和・自由化の進展
  - 2. 都銀系証券子会社の実績と都市銀行の証券業務
  - 3. 信託子会社設立に向けた動き
- III. 都市銀行の合併戦略と金融再編成の進展
  - 1. 都市銀行の合併戦略の経緯と新たな局面
  - 2. 異業態間の合併のケース1～2つの救済合併～
  - 3. 異業態間の合併のケース2～東京三菱銀行～
- IV. 都市銀行の新たな規制緩和要求と金融持ち株会社構想
  - 1. 都市銀行の新たな規制緩和要求
  - 2. 金融持ち株会社構想
- V. おわりに

## I. はじめに

東京三菱銀行設立のニュース以降、“金融再編”をめぐる論調が一段と高まりをみせている<sup>(1)</sup>。“金融再編”それ自体は何度も繰り返されてきた言葉ではあるが、現在進行しつつある“金融再編”は、次の2つの要因を背景として現実味をもったものとして把握される。第1に、バブル崩壊後の不良債権問題による金融機関の経営悪化であり、第2に、金融制

度改革法施行後の業務自由化の進展である。前者の金融機関の経営悪化問題では、銀行倒産が現実的な問題として語られる中、「救済」のあり方が今問われており、いわゆる“淘汰”の進行過程において、新たな再編が必要不可欠なものとして論じられている。また後者の業務自由化の進展では、業態別子会社方式による相互参入が1993年4月より始まっており、もうすでに多くの金融機関がそれぞれ証券子会社や信託子会社を設立し業務を開始している。さらに、特に都市銀行（以下、都銀）の上位行は、現行の子会社方式による業務自由化だけではなく、「異業種合併」を模索し続けており、「21世紀の国際的な金融サバイバル競争を勝ち抜くにはユニバーサル・バンクか持ち株会社方式」<sup>(2)</sup> しかないとまで報じられている。

このように長引く不良債権処理問題とも関わって、大手銀行の主導の下に中小金融機関をも巻き込んだ本格的な大再編が行われようとしている。そこで本稿では、現局面の“金融再編”を都銀の対応との関わりにおいて検討することを課題とする。

ところで、現在の都銀の経営戦略の中心は不良債権処理であるが、そのためにも必要とされるのが新たな収益体制の確立である。すなわち、中小企業や個人向け貸出を中心とした融資戦略の再編やリストラの推進、アジアをはじめとする海外戦略の再構築などとともに新たな業務分野への進出が現局面の大きな課題となっている。これが“金融再編”を推し進める要因となっているのであるが、こうした再編に向けた都銀の対応も3つの段階に分けて見る必要がある。まず第1段階は、業態別子会社方式による証券・信託分野への進出であり、第2段階は異業態合併の推進である。そして第3段階は新たな規制緩和の推進、とりわけ最近再燃しつつある金融持ち株会社方式導入に向けた動きである。そこで本稿は、現局面の“金融再編”を分析するために、上記の3段階に分けて検討し、その本質的側面を明らかにすることにする。

以下、IIでは金融制度改革法施行後の業務自由化の進展を検討し、特に業態別子会社方式の現状を分析する。IIIでは都銀の合併戦略と金融再編成に向けた戦略を分析する。IVでは都銀の新たな規制緩和要求と急浮上しつつある金融持ち株会社構想を分析し、最後にVで今後の課題を明らかにして結びとする。

## 注

- (1) 例えば、「緊急特集 金融大動乱」『週刊東洋経済』1995年4月15日号、「特集 銀行“弱肉強食”時代」『エコノミスト』1995年4月25日号、「ザ・再編——誰が消え、どこが残る——」『金融ビジネス』1995年6月号、「ピックバンク誕生の衝撃」『金融ジャーナル』1995年7月号。
- (2) 「ニッキン」1995年4月28日付。

## II. 金融制度改革法の施行と業務自由化の進展

### 1. 金融制度改革法の施行と業務分野規制の緩和・自由化の進展

金融制度改革法（正式名称は「金融制度及び証券取引制度改革のための関係法律の整備等に関する法律」平成4年法律87号）は永年の議論を経て1992年6月に成立し、翌93年4月に施行された<sup>(3)</sup>。関係する法律は多岐にわたるが<sup>(4)</sup>、とりわけ重要な制度改革は次の3つである。第1に業態別子会社方式による銀行・証券・信託業務への相互参入へ道を開いたことであり、第2に合転法（正式名称は「金融機関の合併および転換に関する法律」）を改正して異業態間の合併を可能としたことであり、第3に有価証券の定義を見直すことによって銀行の証券業務の法的な拡大を行ったことである。以下、この3点についてもう少し詳しく検討することにしよう。

まず第1の業態別子会社方式による相互参入についてである。これま

でわが国では、業務範囲規制を厳格に設けることによって専門金融機関制度を維持してきた。そもそも業務分野規制の根拠としては、産業資金供給を円滑に進め、経済発展に寄与するためとされてきた。しかし規制の根拠としてはさまざまな議論のあるところであり<sup>(5)</sup>、詳細な検討は本稿の課題ではないため割愛せざるを得ないが、これまでは護送船団行政の下で、各業界の利害調整がなされてきた。そして今回の業態別子会社方式による相互参入の実施にあたって、金融制度調査会によって提起された5つの方式の中で<sup>(6)</sup>、こうした業界対立の中での成立を優先させるために現行の方式が採用され、かつ当面の措置として子会社が行える業務範囲の制限がなされることとなったのである。具体的な証券子会社および信託子会社の当初の業務範囲については表1を参照していただきたい。表1から明らかなように、子会社の業務範囲には多くの点で制限が設けられている。また、親会社との間には厳格なファイアー・ウォールが設けられている。

次に合転法の改正についてである。そもそもこの法律は1968年に施行されており、主に信用組合から信用金庫への転換など中小金融機関の問題を念頭に置いて制定されたものである<sup>(7)</sup>。この法律の下で、80年代後半には相互銀行の普通銀行への転換なども行われてきたのであるが、今回の改正では、異業態間の合併や組織転換についてこれまで認められていなかった長期信用銀行（以下、長信銀）や外国為替専門銀行（以下、為銀）、および労働金庫も対象に加えられることになった。具体的には、異業態の金融機関間の合併を認めた改正合転法第3条で、①普通銀行（以下、普銀）と長信銀、②普銀と為銀、③長信銀と為銀、の3つの組み合わせが規定されている。そしてこの改正合転法第3条②の適用第1号となったのが、為銀の東京銀行と普銀の三菱銀行の合併である。ただし、為銀は東京銀行しか存在しないため、この合併の結果として合転法第3条の②と③は事実上空文化したことになる<sup>(8)</sup>。残った①の組み合わせの

表1 業態別子会社方式による当初の業務範囲

① 証券子会社の当初の業務範囲

		公共債	普通社債	投資信託	株関連債券	株・株 デリバティブ
発行	引受・募集の 取扱等	○	○	○	○	×
流通	ディーリング	○	○	○	×	×
	ブローカー	○	○	○	×	×

(注1) ×は制限される業務。

(注2) 株のブローカー業務は当面法律で禁止。

(注3) 株関連債券の発行業務延長の流通業務は可。

(注4) 株関連債券とは転換社債、ワラント付社債、ワラント。

(注5) 株デリバティブとは、株価指数先物・同指数オプション。

(資料) 「金融制度改革の概要について」全国銀行協会連合会(全銀協)。

② 信託業務に新規参入する際の当初の業務範囲

業務内容	信託銀行子会社	本体で参入 (地域金融機関に限る)	代理店 (地域金融機関に限る)
I. 金銭の信託			
貸付信託	×	×	○
年金信託	×	×	○
合同金信	×	×	○
特金	×	×	○
指定単	×	×	○
ファントラ	○	×	○
証券投資信託	○	×	○
II. 金銭以外の信託			
有価証券の信託	○	×	○
金銭債券の信託	○	×	○
動産の信託	○	○	○
不動産の信託	○	○	○
(特定贈与信託)	○	○	○
(公益信託)	○	○	○
III. 併營業務	×	×	×
IV. 銀行業務	○	本体	本体

(注) 併營業務とは、信託業法第5条で定められている保護預り、債務保証、不動産売買の媒介または金銭もしくは不動産の貸借の媒介などの業務をいう。

[出所] 楠本博編『図解 日本の金融行政・官庁・金融機関』東洋経済新報社、2-3ページ。

## 論 説

場合の最大のポイントは金融債の発行権問題にある。というのは、新たな資金調達手段の獲得を目指す普銀にとって、合併後も金融債の発行権をどの程度保持し得るのかによっては、長信銀との合併はまったく魅力のないものになりかねないからである。この点については後述の東京三菱銀行の金融債問題の所で再度述べることにする。

最後に有価証券の定義の見直しについてである<sup>(9)</sup>。これは証券化の進展への対応という側面が強いものではあるが、有価証券の概念の拡大によって、CPのように現在銀行が本体で取り扱っている金融商品も有価証券に指定されることになった。そこで銀行の証券取引について定めた証券取引法 65 条を整備し、これまでの国債等公共債以外の有価証券も大蔵大臣の認可の下で本体で行い得るようになったのである。また「私募の取扱い」についても証券業務として位置付けられることになったが、これも引き続き銀行本体で行えることとなった。つまり、80年代以降、銀行が実質的に拡大してきた証券業務は今回の法整備を経て、法的追認を受ける形となったわけである。

以上のような金融制度改革法は、法的側面から“金融再編”を推し進めるものであり、“金融再編”を具体的に検討するためには、その法律施行後の実態を検討する必要がある。この点については次節以降で検討する。さらに、現在不良債権を抱えて経営困難に陥っている他業態金融機関を救済合併し、子会社化する動きが見られる。例えば、大和銀行によるコスモ証券の救済合併や三菱銀行による日本信託銀行の救済合併による子会社化である。詳しくはIIIで検討するが、救済合併によって子会社となった場合、特例として業務範囲規制の適用を受けず、親銀行はフルライン業務の子会社を手に入れられることになる。このことは実質的には業態別子会社方式の形骸化がすでに進んでいることを意味している。こうした事例は、まず特例の下で実績を作り、後から法的整備を行うという大手都銀の手法として把握され、「なし崩しの」に業務自由化を推進

していくことになりかねない。

## 注

- (3) 金融制度改革のこれまでの議論の経緯については、合田寛『検証日本の金融政策』大月書店、1995年、第2部第2章を参照されたい。
- (4) 関係する法律は16に及び、銀行法、長期信用銀行法、外国為替銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、労働金庫法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、商工組合中央金庫法、普通銀行の信託業務の兼営に関する法律、金融機関の合併および転換に関する法律、証券取引法および外国証券業者に関する法律の、都合15の法律の一部改正と相互銀行法の廃止という内容のものである。
- (5) 詳しくは、神田秀樹「金融市場の業務分野規制」（堀内昭義編『講座・公的規制と産業5 金融』第4章）、NTT出版、1994年、を参照されたい。
- (6) 金融制度調査会金融制度第二委員会は1989年に「新しい金融制度について」と題する第一次中間報告をまとめ、その中で業態間の相互参入の方式として5つの方式を提起した。すなわち、①相互乗入れ方式、②業態別子会社方式、③特例法方式、④持株会社方式、⑤ユニバーサル・バンク方式の5つである。その後の審議を経て、最終答申では「業態別子会社方式を主体としつつ、本体での相互乗入れ方式をも適切に組み合わせることが適当」とされ、金融制度改革法へと結実していったのである。なお、5つの方式の特徴を簡潔に述べれば次の通りである。  
①相互乗入れ方式は、現行の業態別業務分野規制の枠組みを残したままで個別分野ごとに相互参入を進め、垣根を低くしていく方式であり、②業態別子会社方式は、100%出資の子会社によって他業態に参入する方式であり、③特例法方式とは、普通銀行業務、長期信用銀行業務、信託業務および証券業務（ホールセール業務に限定）を合わせ行える100%出資の新たな金融機関の設立を通じて相互参入を進める方式であり、その設立に際し文字どおり特例としての法律が必要とされるものであり、④持株会社方式とは、持株会社を設立し、その子会社として他業態の業務に参入するものであり、⑤ユニバーサル・バンク方式とは、本体ですべての金融業務を行えるようにする方式である。
- (7) 日本経済新聞社編『銀行淘汰——三菱・東銀合併の衝撃——』日本経済新聞社、1995年、31ページ。

## 論 説

- (8) 徳田博美「金融再編 次の射程は持ち株会社」『エコノミスト』1995年4月25日号、32ページ。
- (9) 詳しくは、大蔵省内証券取引研究会編『わかりやすい証券取引制度改革』大成出版社、1994年、および全国銀行協会連合会調査部編『やさしい金融制度改革Q&A』経済法令研究会、1992年、を参照されたい。

## 2. 都銀系証券子会社の実績と都市銀行の証券業務

設立前から予想されていたとおり、銀行系証券子会社、とりわけ都銀系証券子会社は普通社債(SB)引受分野で大きな業務実績をあげることとなった。まずその実態から見ることにしよう。

現在、証券子会社は15社開業している。参入時期は業界間の利害調整の結果、一律ではなく日本興業銀行や長期信用銀行などが先行し、あさひ銀行が続き、上位都銀は94年秋からの参入となった。先発の銀行系証券子会社は開業から人員を2割増やして業務を行い、引受面では大きな実績を残している。一方、上位都銀系証券子会社も、参入時期の相違から単純にその業務実績を比較はできないものの、94年度の決算で見た場合、三菱ダイヤモンド証券と第一勧銀証券および富士証券の3社は、30億円以上の収益をあげている[表2参照]。さらに、その業務の内容面で特徴的な傾向が現れ始めている。それは言うまでもなく親銀行の支配力の問題であり、既存証券、とりわけ準大手以下の証券会社排除の傾向である。そこで次に都銀系証券子会社の実績を具体的に検討してみよう。

まず、さくら証券が94年12月9日に東邦ガスが発行するSBで初の幹事団入りを果たした<sup>(10)</sup>。引き受けシェアは4%であった。続いて、住友キャピタル証券が94年12月28日発行のタムラ製作所の転換社債(CB)で初の幹事団入りを果たした<sup>(11)</sup>。ここでは、あさひ証券も幹事団入りし、富士証券や三菱ダイヤモンド証券が引受シンジケート団(以下、シ団)に加わる一方で、前回のシ団メンバーだった国際、山種など準大

表2 銀行系証券子会社の決算概況(95年3月期)

証券会社	営業収益	経常利益	当期利益	手数料収入	引受件数(幹事)	営業開始
興 銀	9151	30	131	7845	188 (82)	93.7.26
長 銀	4697	82	28	3645	163 (43)	〃
農 中	3608	521	170	2788	115 (19)	〃
三菱信	832	△750	△756	862	96 (13)	93.11.1
住友信	348	△722	△727	632	97 (10)	〃
あさひ	1140	△524	△527	347	51 (7)	94.6.21
安田信	660	△349	△354	137	44 (6)	〃
第一勧銀	3404	54	0	661	35 (14)	94.11.24
さくら	1678	△333	△386	429	40 (16)	〃
富 士	3078	470	34	389	27 (6)	〃
三菱ダ	4904	294	0	1075	45 (17)	〃
三 和	1371	△169	△198	387	21 (6)	〃
住友キャ	1150	△826	△841	652	32 (11)	〃
東海イン	295	△327	△340	46	- (-)	95.3.6
合 計	36316	△2549	△3766	19895	954 (260)	-

[注] ①単位：百万円、件数、% ②△印は損失。

[出所] 『ニッキン』1995年5月26日付。

手以下の証券会社がいくつか脱落し、都銀系の引き受けシェアは合計で6%に達した。同じく12月22日発行の富士通のCBのシ団には都銀系4社が入り、引き受けシェアは6.7%に達した<sup>(12)</sup>。

さらに、三菱ダイヤモンド証券が95年1月にはニコンのSB(200億円)で上位都銀系としては第1号の主幹事を獲得した<sup>(13)</sup>。ニコンのメインバンクは三菱銀行であり、94年9月の初のユーロ円債(100億円)の主幹事は三菱銀行のロンドン証券現地法人であった。ちなみに都銀各社は証券子会社設立をにらみ、93年に入ってからユーロ債市場で攻勢をかけ、ユーロ円債の都銀系の主幹事シェアは92年の2.7%から93年の20.

## 論 説

6%へと増加し、また94年に入ってからそうした動きを強めてきた<sup>(14)</sup>。ここでは、親銀行の影響力の強さが指摘されている。すなわち、「シ団参入の基準が親銀行との取引の有無」におかれているのである。親銀行の影響力の強さとともに、わが国の大手銀行の横ならびを如実に示している事例が次の住友商事のSB発行の場合である<sup>(15)</sup>。

95年1月10日に募集された住友商事の100億円のSBは、その引受シ団を都銀系証券子会社7社だけで編成するというものであった。主幹事は住友キャピタル証券でその引受シェアは45%、以下、三菱ダイヤモンド証券が15%、あさひ証券、さくら証券および富士証券がそれぞれ10%、そして三和証券と第一勧銀証券が5%であった。この事例は高度成長期以降行われてきた協調融資を想起させるとともに、今後はわが国の銀行独占体制が証券分野にも広がっていくことを示しているように思われる。

次に、三菱マテリアルのSB主幹事をめぐる同系列3社の調整の事例である<sup>(16)</sup>。これは、既存証券会社と信託銀行の証券子会社、そして都銀の証券子会社の系列を同じくする3社の間で調整が行われた事例であり、最終的に三菱ダイヤモンド証券と日興証券が100億円ずつ、三菱信託証券が70億円という3本建てで調整がなされた。この事例で特徴的な事は、急成長する銀行系証券子会社に対して、系列大手証券の日興証券への配慮をも伴わせ行うことによって協調体制を堅持している点にある。

最後に、中堅・中小証券がシ団から排除された東部鉄道債(合計で200億円)の事例である<sup>(17)</sup>。ここでは「富士、あさひ、三菱信、三菱ダイヤ、興銀、住信、安田信の銀行の証券子会社7社が引受シ団に新規に加わる一方、偕成、大東、ナショナル、水戸、室清など19社がシ団から脱落した」のである。

以上のように、開業して間もない都銀系証券子会社が次々と主幹事を

獲得する一方で、既存証券の排除の傾向が如実に現れ始めている。ちなみに都銀系証券子会社は、95年3月までのわずか4カ月ほどの間に、SB主幹事を13本も獲得している<sup>(18)</sup>。

ただし、証券子会社の収益上の問題点も指摘されている。例えば、SBの収益性の低さである。実際に設立後間もないとはいえ、銀行系証券子会社の収益状況はいまひとつである。したがって、証券子会社としても収益源の多様化が必要であり、債権流動化商品の販売<sup>(19)</sup>や私募債業務への進出、さらにCBの比重アップが必要とされている。しかし、抜本的な対応として求められているのが、証券子会社の業務範囲規制の緩和・撤廃である。詳しくはIVで述べるが、証券側も都銀系証券子会社の急伸を警戒しており、具体的な展開は現在模索中である。他方で、国内社債市場の整備も問題となっている。市場規模自体はまだ十分には広がっておらず、企業の資金需要の低迷ともあいまってパイの奪い合い的な様相を呈している。したがって、この側面からも今、規制緩和が進められようとしているのである。

以上、証券子会社をめぐる動向を検討してきたが、ここで都銀の証券業務の展開について簡単に見ておくことにしよう<sup>(20)</sup>。

まず、都銀の国内普通社債の代表管理についてであるが、表3から明らかなように、転換社債は若干増加しているものの、普通社債はここ3年間は横ばいとなっている。これは証券子会社の主幹事獲得を優先したためであると思われる<sup>(21)</sup>。次にユーロ円債引受業務であるが、ここでは最近の欧米金融機関の復活の中でも、4大証券とともに上位に食い込んできている<sup>(22)</sup>。また私募債については、ここ数年来、証券子会社設立に向けた引受実績作りから戦略的に取り組んできており、さらに優良な中堅・中小企業開拓としての位置付けをもって私募債業務を推進してきている。というのも、中堅・中小企業が直接金融による資金調達を行う場合、国内私募債→ユーロ円債→店頭公開→取引所上場といった順序で行

表3 国内公募社債の代表管理(受託)実績の推移 [1992年度-1994年度]

(単位：億円)

銀行名	普通社債			転換社債			普通社債+転換社債		
	1992	1993	1994	1992	1993	1994	1992	1993	1994
さくら銀	11590	9250	8300	1150	1220	3240	12740	10470	11540
住友銀	3150	4060	1000	1240	2740	7430	4390	6800	8430
第一勸銀	3410	1700	4590	440	3500	1785	3850	5200	6375
三菱銀	3600	1850	2500	140	2825	1635	3740	4675	4135
富士銀	0	800	300	700	3200	2900	700	4000	3200
三和銀	350	860	950	520	2290	1790	870	3150	2740
興銀	14150	9750	9020	930	1130	1550	15080	10880	10570
その他	1950	1520	5990	630	3375	5195	2580	4895	11185
合計	38200	29790	32650	5750	20280	25525	43950	50070	58175

[注] 1. 発行ベース、2. 普通社債にはNTT債を含む

[出所] 1992年度および1993年度は『金融財政事情』1994.4.18

1994年度は『日経金融新聞』1995.4.12

われるため、国内私募債の代表引き受けは将来の上場予備軍の未公開企業を抱えることになるからである。都銀の私募債業務は、最近は低迷しているものの<sup>(23)</sup>、その代わりに証券子会社による私募債業務への参入などが今始まっている<sup>(24)</sup>。最後にCPの発行取扱業務についてであるが、都銀のCP取扱は総残高の6割近くを占めており、大企業の短期資金調達にCPへ傾斜する現在、その結び付きの強化の面からも都銀は力を入れていると言える。

以上のように、都銀の証券業務は業態別子会社方式導入後も依然として強化の方向にあると言える。つまり、銀行本体での証券業務拡大の方向は、証券子会社の業務範囲規制の撤廃を求めつつも、本格的な“金融再編”を睨んだ対応として把握されるべきである。

## 注

- (10) 『日経金融新聞』1994年12月2日付。
- (11) 『日経金融新聞』1994年12月2日付。
- (12) 『日経金融新聞』1994年12月8日付。
- (13) 『日経金融新聞』1995年1月6日付。4年債100億円の主幹事は日興証券で、6年債100億円の主幹事を三菱ダイヤモンド証券が獲得、その引き受けシェアは40%であった。なお、住友キャピタル証券が94年12月中にムーンパット債の主幹事に内定していたが、実際の発行日がニコン債の方が早いため、三菱ダイヤモンド証券が上位都銀系の証券子会社の主幹事獲得の第1号とされている。
- (14) 『日経金融新聞』1994年11月16日付および21日付。
- (15) 『日本経済新聞』1995年1月11日付および『日経金融新聞』1995年1月11日付。
- (16) 『日経金融新聞』1995年2月17日付。
- (17) 『日経金融新聞』1995年2月17日付。
- (18) 『日経金融新聞』1995年5月18日付。
- (19) 例えば、住友キャピタル証券は94年12月に都銀系では初めてこの種の商品を販売しており、その後他の証券子会社も追随している『日経金融新聞』1994年12月6日付。
- (20) 銀行の証券業務についての詳しい分析は、津田和夫「証券市場におけるわが国銀行の役割」『証券経済』188号、1994年6月、を参照されたい。
- (21) 証券子会社と親銀行との間には、メインバンク規制というファイアー・ウォールが存在している。このメインバンク規制とは、総資産5000億円未満の企業が発行する社債の代表管理銀行の子会社は原則として2年間引き受け主幹事を務めることができない、というものである。
- (22) 『日経金融新聞』1995年1月18日付。
- (23) 『ニッキン』1994年11月25日付および『日経金融新聞』1995年4月13日付。
- (24) 『日経金融新聞』1995年3月1日付。

### 3. 信託子会社設立に向けた動き

信託子会社設立に向けた動きも95年度に入り新たな局面へ突入している。新たな局面とは、言うまでもなく都銀系信託子会社の参入が具体

## 論 説

の日程に上ってきたことを指している。そこでまず、その参入の実態から見ることにしよう。

第1陣参入実施は、4大証券会社および東京銀行など7機関であった。そして、第2陣として参入を予定しているのは、都銀系信託子会社など10行庫である。ただしこの第2陣は3段階で設立予定を予定しており、第1は日本興業銀行、農林中金、東海銀行で95年8—9月、第2は三菱銀行を除く上位都銀で95年11—12月、第3はあさひ銀行で96年2—3月となっている<sup>(25)</sup>。

この信託子会社の場合も先の証券子会社同様、業務範囲の制限が課せられており、当初の業務範囲では年金信託や特定金銭信託は認められていない[表1参照]。したがって、大手銀行などは参入前からすでに業務範囲規制の緩和を要求している。

ここで都銀にとっての信託子会社の位置付けについて検討してみよう。都銀としての戦略上の位置付けは次の3点である<sup>(26)</sup>。第1に、投信委託会社設立および投資顧問・投信委託業務の兼任で運用実績受託機会が拡大する下で収益拡大を図ること、第2に、金銭債権流動化スキームを使った債権の流動化を促進すること、第3に、融資先企業のファントラ受託で取引関係を強化すること、である。とりわけ現下の不良債権を大蔵省の支援体制の下で、信託子会社を通じて流動化するスキームが検討されている。すなわち、不良債権の担保不動産を新信託子会社に譲渡した上で、債権を小口化して投資家に販売するというものであり、金銭信託を利用した証券化の一種である<sup>(27)</sup>。

しかしながら現在、信託分野は低迷を続けており、こうした段階で都銀の信託子会社の参入が実現すれば、過当競争が生じるのは必死の状況である。ただ総合金融機関化を目指す大手都銀にとっては早期に参入することが必要となっている。また都銀の信託子会社は、信託代理店が保有できないために本店組織だけで採算が確保できることも設立を急ぐ理

由となっている<sup>(28)</sup>。

ここで95年3月期の信託子会社7行の決算状況について簡単に見ておくことにしよう。東京信託銀行、日債銀信託銀行、しんきん信託銀行の3行が黒字で証券系信託子会社は赤字となっている[表4参照]。証券系信託子会社は2期連続の赤字で、初期投資負担の大きさがその理由としてあげられている。こうした証券系の業績評価にはもう少し時間が必要であると思われるが、4大証券が「銀行業に新規参入した意義を過小評価してはならない」といった指摘もある<sup>(29)</sup>。

以上のように、信託分野における業態別子会社方式は、まだ都銀系信託子会社の参入が完了していないために十分な評価はできないが、不良債権処理問題と密接に関わりながら事態は進んでいくものと思われる。なお、今後の展開としては、住宅金融専門会社問題で窮地に立つ信託中下位行が出てくるタイミングが1つの大きな焦点となっている<sup>(30)</sup>。すな

表4 信託子会社の決算概況(95年3月期)

会社名	経常収益	経常利益	当期利益	預金	貸出金	信託報酬	証券投資信託
野村信託銀	115 (104)	△0.6 (-)	△0.58 (-)	399 (250)	161 (87)	5 (4.85)	3728 (△113)
大和インターナ ショナル信託銀	84 (71)	△1 (-)	△1 (-)	497 (259)	299 (188)	1.85 (1.71)	2058 (284)
日興信託銀	41 (35)	△3 (-)	△4 (-)	327 (△101)	204 (108)	1.48 (1.48)	1964 (808)
山一信託銀	57 (51)	△1 (-)	△1 (-)	916 (723)	331 (181)	1.35 (1.20)	2182 (1553)
東京信託銀	21 (11)	1.5 (2.17)	0.45 (1.12)	0 (0)	313 (△40)	1.07 (0.76)	0 (0)
日債銀信託銀	3	0.3	0.28	1	8	1.52	0
しんきん信託銀	6	0.77	0.34	0	0	3	0

[注] 単位：億円、単位未満切り捨て。△は損失。証券投資信託は、信託勘定。カッコ内は、94年3月末比。-は前年度も損失。日債銀信託銀・しんきん信託銀は初の年度決算。

[出所] 『ニッキン』1995年6月9日付。

わち、既存の信託銀行を子会社化した三菱銀行による日本信託銀行の子会社化のパターンが考えられるからである。そこで章を改めて、都銀の合併戦略を金融再編の動向と絡めて考察することにしよう。

## 注

- (25) 『ニッキン』1995年7月21日付。ちなみに、第1段階の参入予定である東海銀行は8月16日付で信託銀子会社を設立し、また農林中金も8月17日付で子会社を設立している。『日本経済新聞』1995年8月17日付および18日付。
- (26) 『ニッキン』1995年2月17日付。
- (27) 『日経金融新聞』1995年7月9日。
- (28) 『ニッキン』1995年2月17日付。ちなみに、信託代理店の認可は93年6月の第1次認可から95年5月までの累計で、143行庫、取り扱い店舗数は1372カ店となっている。143行庫の内訳は、地方銀行が岩手銀行を除く63行、第二地方銀行はほぼ半数の37行、信用金庫は42金庫、そして商工中金である。『ニッキン』1995年6月2日付。
- (29) 中北徹『銀行業の再生』日本経済新聞社、1995年、84ページ。
- (30) 『ニッキン』1995年4月28日付。

## III. 都市銀行の合併戦略と金融再編成の進展

### 1. 都市銀行の合併戦略の経緯と新たな局面

銀行の歴史は合併の歴史であると言われる。戦後のわが国でも、多くの合併によって銀行数は減少の傾向にある。そもそも銀行業は新規参入が極めて困難であり、かつ大手都銀を中心とした独占の体制が敷かれている。合併は多かれ少なかれ、その独占体制の再編と密接に関わって行われてきたと言っても過言ではない。大銀行が量的拡大、あるいは弱点補完といった目的で合併を行い、競争力を強化する一方で、競争上劣位に置かれる中小金融機関は生き残りをかけて合併を行ってきたのであ

る。そうした中で、金融機関数の減少および合併の実態を見た場合、近年著しいのは信用金庫および信用組合数の激減である<sup>(31)</sup>。例えば、ここ10年で90の信用組合が合併などにより消滅している。しかしながら、大手都銀も“金融再編”の荒波の中で、生き残りをかけたサバイバルゲームを展開しており、欧米諸国の大銀行と比べて相対的に数が多いと言われるわが国の大銀行を、合併によって減らす必要があるといった議論まで出てきている<sup>(32)</sup>。ここで問題なのは、本稿の冒頭でも述べた救済合併を含む異業態間の合併であり、大手銀行による生き残りをかけた合併戦略である。そこで、そうした合併戦略の分析に入る前に、従来型の合併と言われる事例の検討から始めることにしよう。

都銀同士の従来型の合併として注目を浴びたのは、89年の三井銀行と太陽神戸銀行の合併による現さくら銀行の事例と、90年の協和銀行と埼玉銀行の合併による現あさひ銀行の事例である。この2つの合併事例については多くの論評がなされているが、ここでは『金融財政事情』95年4月24日号の「さくら、あさひにみる都銀合併の効果」の分析にもとづいて見ることにする。この分析では、「合併により規模の拡大を図ったことが収益の拡大につながり、質、量ともに充実した銀行になりえたかについては疑問が残る」として、「融和政策を越えたドライな政策判断が必要である」としている。実際、さくら銀行では、現在も支店合理化などを推進するために「母店方式」<sup>(33)</sup>を推進せざるを得ない状況にあり、依然としてその収益性、効率性の面で多くの問題点を抱えていると言われている。一方、あさひ銀行は量的拡大には成功したという評価が定着しているものの、こちらも収益性という面では不十分という指摘がなされている。ちなみに、あさひ銀行は、上位都銀とは戦略的に異なるスーパー・リージョナル・バンクへの道を進んでいるとも言われるが、新たな収益体制の確立という点では基本的に他の都銀と同様の戦略を取っており<sup>(34)</sup>、さらに大企業との新たな金融取引関係の構築という側面では劣

## 論 説

勢の立場に置かれていると言わざるを得ない。

以上のように、今後の合併戦略を考える際には、量的拡大ではなく言うなれば質的側面の重視ということが課題となっている。そこで出てくるのが異業種合併へ向けた動きである。金融専門誌等では具体的な合併シミュレーションが描かれたり、また様々な憶測が飛び交ってはいるが、もし実際に合併が行われるとすれば、この間、合併戦略を駆使している三菱銀行の先例を活かしていく可能性は非常に大きいと思われる。そして、実質的に業務制限を骨抜きにすることによって規制緩和を推進するという手法がとられる公算も大きい。さらに今、急浮上しつつある金融持ち株会社に向けた動きも考慮に入れる必要がある。そこで次節以降で、実際に行われた異業態間の合併のケースを分析し、都銀の現局面の合併戦略を検討する。なお、金融持ち株会社導入の動きについてはIVで検討する。

## 注

- (31) 『日本経済新聞』1995年2月26日付。
- (32) わが国の大銀行を考える際には、6大企業集団の中核に位置する都銀とその他の都銀との間に大きな差があることをふまえなければならない。実際、“金融再編”によって生き残る大銀行の具体的な数を述べる論者も、上位都銀6行に歴史的特殊性を持つ日本興業銀行を加えた「7大銀行主義を展望する」と述べている。馬淵紀壽「純粋持株会社制度導入と金融再編成」『金融ジャーナル』1995年7月号。
- (33) 『日経金融新聞』1995年4月25日付。
- (34) 『日本経済新聞』1995年5月1日付。

## 2. 異業態間の合併のケース1～2つの救済合併～

この間の異業態間の救済合併としては、大和銀行によるコスモ証券の合併と三菱銀行による日本信託銀行の合併という2つの事例がある。ここはまず、大和銀行によるコスモ証券の救済合併・子会社化の事例から

検討してみよう。

93年8月13日、大和銀行はコスモ証券の救済買収による子会社化を発表した<sup>(35)</sup>。同証券はオフバランス取引による臨時損失により、債務超過に陥ったため、メインバンクであり、永年の深い関係先でもある大和銀行が子会社化によって救済する方針を示したのである。翌9月6日には、コスモ証券が第三者割当増資により発行した新株式2億4375万株全部を大和銀行が引受け、資本に組み入れた結果、同銀行の出資比率は59.6%となり、子会社化された。こうして大和銀行は、従来からの銀行業務・信託業務兼営に加えて、フルライン業務の証券会社を取得することによって、わが国最初のユニバーサル・バンク化を達成したことになる。しかし、予想以上にコスモ証券の業績が悪く、実際には形式的なユニバーサル・バンク化にとどまっており、さらなる人員整理が必要とされている<sup>(36)</sup>。ともかく、この事例で重要なことは、救済合併の名の下に、業態別子会社方式の業務範囲規制の例外を初めて認めたことである。

次に、三菱銀行による日本信託銀行の救済合併・子会社化の事例である<sup>(37)</sup>。94年10月12日、日本信託銀行は、大蔵省に対し自力再建を断念し、経営建て直し策について三菱銀行と基本的に合意したことを報告するとともに、対外発表を行った。翌11月10日には、日本信託銀行が第三者割当増資により発行した新株式4億4340万株全部を三菱銀行が引受け、資本に組み入れた結果、同銀行の出資比率は68.8%となり、子会社化された。こうして三菱銀行は、フルライン業務を行える信託銀行を取得し、さらに業態別子会社としての三菱ダイヤモンド証券を設立したこととも併せて、大和銀行に続くユニバーサル・バンクとしての機能を持つ金融機関となったのである。合併後、懸念されていた三菱銀行の格付けは据え置かれ、日本信託銀行の格付けはアップされた。さらに日本信託銀行側も経営再建3カ年計画によって人員整理なども検討することになっているが<sup>(38)</sup>、三菱銀行にとってその負担の大きく、救済合併した

## 論 説

メリットを享受でき得るかどうかを疑問視する向きもある<sup>(39)</sup>。しかしながら、「三菱銀行の野望」<sup>(40)</sup>とも表現されるこうした異業態間の合併は、本格的な“金融再編”を見据えた戦略として把握されるべきである。実際、三菱銀行はその後の東京銀行との合併によって、着実にユニバーサル・バンクへの道を進んでいると思われるからである。

以上のように、特例による2つの救済合併の事例は、都銀に対してユニバーサル・バンクへの道を開いたことになる。ただし、経営破綻した金融機関を子会社化したために、そのメリットをすぐには享受できない状況にある。それでも「異業態合併」への模索は続いており、「健全な」金融機関同士の異業態合併としての東京三菱銀行の設立へと向かっていったのである。

## 注

- (35) 『金融』558号、1993年9月号。
- (36) 『金融財政事情』1995年2月13日号、8ページ、および「コスモ証券が活性化しなければ救済した意味がない」『金融財政事情』1995年3月27日号。
- (37) 『金融』572号、1994年11月号。
- (38) 『金融財政事情』1995年2月13日号、7ページ。
- (39) 『日経金融新聞』1995年2月14日付。
- (40) 日本信託銀行金融問題研究会『三菱銀行の野望』同時代社、1994年。

### 3. 異業態間の合併のケース2～東京三菱銀行～

本節では、救済合併ではない異業態間合併のケースとして、三菱銀行と東京銀行の合併の事例を検討してみよう。

両行の合併は1995年3月28日に新聞報道がなされ、4月3日に正式発表された。合併の基本事項では、まず対等合併であることが述べられ、合併期日は必要な諸手続きを経て、翌96年4月に設立されることなどが確認された<sup>(41)</sup>。合併に関する細目については合併委員会を設置し、両行

協議で決定していくことになっている。

合併のメリット・デメリットについては多くの論稿で言及されているので、ここでは簡単に見ておくことにする。合併メリットの第1は、両行の質的補完がなされたことである。すなわち、内に強い三菱銀行と外に強い東京銀行による相互補完という点である。このメリットは、内外支店の整理・統合問題であまり重複せず行えるといった点に具体的に現れている。海外拠点、東京銀行が62店を有し、さらに駐在員事務所や現地法人を加えれば180拠点という広大なネットワークを保持しているのに対し、三菱銀行は28店である。国内拠点では、逆に東京銀行が37店に対し、三菱銀行は345店となっている<sup>(42)</sup>。相互補完の一例をあげれば、中国進出の場合に、三菱銀行は出遅れの克服や北京支店の獲得といったメリットを享受できると言われている。また海外拠点の整理・統合の具体的事例でも、北米では、カリフォルニアに本拠を置く三菱銀行の子会社バンク・オブ・カリフォルニアと東京銀行の子会社ユニオン・バンクは、スムーズに合併の基本合意を行っている<sup>(43)</sup>。一方、国内支店では、人員整理の推進は必要とされており、さらなる合理化が課題となっている。また、コンピュータシステムの一本化については各勘定項目でどちらの系統に統一するかは問題だが、国内部門が現在の三菱銀行で国際部門は東京銀行の現システムを基準に開発される公算が大きく、システムも「相互補完型」となりそうである<sup>(44)</sup>。

メリットの第2は、金融債の発行権の獲得である。法律上は「当分の間」発行が認められる3年物金融債は、東京銀行の現本支店に限って合併後6年間新規発行できることになった<sup>(45)</sup>。これは、都銀側がかねてから要望していた新たな資金調達手段の獲得という点で画期的なことであり、一定の制約が設けられたとはいえ、三菱銀行としては他の都銀との競争上1つの優位性を獲得したことになる。ちなみに、三菱銀行としては向こう10年間の発行を希望していたものの、大蔵省の長信銀への配慮

の下で上記のような措置が取られることになった<sup>(46)</sup>。また大蔵省は発行抑制も指導していくことになっているが、それに対して三菱銀行をはじめとする都銀側は、逆に「長短分離制度」そのものの撤廃を求める動きを強めている。

また両行とも不良債権償却が相対的に進んでおり、「優等生同士の合併」という点も、今後の経営面から考えると合併メリットの1つとしてあげることができるであろう。

次に合併による問題点についてであるが、その1つは、持ち株比率規制をめぐる問題である<sup>(47)</sup>。合併によって両行の持ち株合計が5%基準を上回る企業が100社以上存在している。公正取引委員会は株式保有規制を緩和しない方向を明らかにしているために、持ち株の調整を余儀なくされる状況下に置かれている<sup>(48)</sup>。従来の株式相互持ち合いが崩れてきているとはいえ、その調整には何らかの問題を生ずると言われている。しかし逆に、株式売却によって不良債権償却原資を捻出しやすくなるとも見方もある<sup>(49)</sup>。また、この株式保有規制の問題と後述の金融持ち株会社導入の動きをリンクさせていく動きもみられる。

この他にも合併にともなう様々な評価が出ているが、総じて、わが国に東京三菱銀行というスーパー・バンクが誕生したことを好意的に受け止めているために、問題点よりもメリットの側面を強調する傾向がある。さらに、金融債の問題にしても保有株式規制の問題にしても今後の規制緩和や金融持ち株会社導入の動きと密接に関わっているために、ここからさらなる“金融再編”を推し進めていく可能性は大きい。

以上のように、三菱銀行の合併戦略は、特例を駆使して新たな業務展開を画策していくものである。それは様々な制約を実際的に突破し、実態に合った金融制度へと改革を導いていくものとして把握される。そこで次に問題となるのが、新たな規制緩和の推進と金融持ち株会社構想の浮上である。この点については章を改めて考察することにしよう。

## 注

- (41) 『金融』578号、1995年5月号。
- (42) 津田和夫「新メジャーリーグ銀行第1号の誕生」『エコノミスト』1995年4月11日付。
- (43) 『日本経済新聞』1995年5月17日付。
- (44) 『日経金融新聞』1995年4月5日付。
- (45) 『日本経済新聞』1995年6月14日付。
- (46) 『日本経済新聞』1995年6月26日付。
- (47) 『日経金融新聞』1995年3月31日付。
- (48) 『日本経済新聞』1995年4月29日付。
- (49) 「徹底検証！東京三菱の実力」『金融ビジネス』1995年6月号。

## IV. 都市銀行の新たな規制緩和要求と金融持ち株会社構想

### 1. 都市銀行の新たな規制緩和要求

都銀の規制緩和と戦略の本質は、国際化や証券化など経済環境の新たな変化の中で、とりわけ大企業の資金調達・運用構造の変化の中でいかに多面的な業務を行い、収益を確保していくのかといった点にある。こうした規制緩和を進めていくために、都銀はこの間多くの要求事項を明らかにしている。ここではまず、この間の都銀の規制緩和要求の内容から見ることにしよう。

まず1994年11月には、80項目におよぶ規制緩和要求を都銀業界として大蔵省に提出している<sup>(50)</sup>。この中で特徴的な点は、普通社債(金融債)の発行解禁や譲渡性預金(NCD)の発行期間延長を求めることによって、資金調達手段の多様化を図るとともに、既存の業務分野規制の緩和・撤廃を推し進めるところにある。都銀業界は、これとは別に経団連を通じても規制緩和要求を出しており<sup>(51)</sup>、ここでの要求項目は規制緩和推進計画へと引き継がれていくこととなった<sup>(52)</sup>。規制緩和と推進計画には、銀行関

連では固定金利定期預金の預入期間に関する上限規制の廃止（95年10月の予定）や業態別子会社方式の当初の業務範囲の見直しなど33項目が盛り込まれている。もっとも内容的には、上記の都銀業界の要望とは若干かけ離れたものとなっているのであるが、この計画には持ち株会社制度の検討という重大な内容も盛り込まれており、その導入については3年以内に結論を出すことになっている。

ところで、都銀側としては、上記の規制緩和と要求とは別に、公的金融の業務縮小要求や郵貯問題などについても積極的な意見を出している<sup>(53)</sup>。さらに業界団体としての都銀懇話会としても具体的なテーマを掲げて具体的な規制緩和と要求の実現に向けて独自の検討を行っている。ここで注目すべきは、96年度上期の都銀懇のテーマとなっている次の3つの点である<sup>(54)</sup>。その第1は、金融持ち株会社導入への本格的検討を開始したことである。第2は長短分離制度の見直しであり、金融債の発行解禁とNCDの期間制限撤廃問題である。第3にコミットメントライン契約問題である。詳細は避けるが、ここでのテーマとなっている第1および第2は、現在の都銀が戦略的位置付けを持って取り組もうとしている問題であり、本格的な“金融再編”に向けた内容となっているのが特徴である。

ではここで、上記のような都銀側の規制緩和と要求に対する行政側の現時点の対応について簡単に見ておこう。まず、行政改革を推進するための第三者機関である行政改革委員会の中の規制緩和と小委員会が、95年7月27日に緩和を巡る40項目についてその論点を公開した<sup>(55)</sup>。金融関係で論点公開に盛り込まれたのは、「証券業の免許制から登録制への移行」「銀行・証券・保険の業態別子会社の業務分野規制の緩和」など9項目であり、また競争政策として「持ち株会社規制・大規模会社の株式保有総額規制の廃止」も検討テーマに上がっている。つまり、基本的に都銀側の要求に応える形の対応となっているのである。ちなみに、これらは

95年11月をメドに政府へ最終報告がなされる予定である。

次に、この間の具体的な規制緩和措置について簡単に見ておこう。まず、店舗規制の撤廃についてである<sup>(56)</sup>。店舗行政が95年度から単年度に転換し、都銀の設置枠規制も完全に撤廃された。その結果、大蔵省による95年度の店舗内示では、都銀の国内拠点数が、一般店舗と機械化店舗とをあわせると100カ店増加することになった。他業態を含む全体としては絞り込みの傾向がある中で、都銀は新規出店を増やす一方で、非効率店舗の廃止にも取り組んでおり、“金融再編”の推進者としての動きを見せている。次に、NCDおよび変動金利定期の期間制限撤廃についてである。大蔵省は95年10月に規制を撤廃する方向での具体的方針を明らかにした<sup>(57)</sup>。この点については、長期の資金調達手段の獲得を目指してきた都銀の要求の1つが実現されたことを示すとともに、東京三菱銀行の金融債問題の決着の影響が色濃く反映している。この他の規制緩和措置については紙幅の関係上省略する。

以上のような都銀の規制緩和要求および新たな対応は、あらゆる資金の流れに参与し、多面的な金融仲介業務を行い得る体制を指向している現局面の都銀の戦略の本質を表している。しかしながら、既存の枠の中での業務自由化の推進にとどまらず、抜本的に金融機関のあり方を変えるべく進められているのが、今も述べた金融持ち株会社の導入問題である。そこで最後に、この点について次節で検討することにしよう。

## 注

- (50) 『日本経済新聞』1994年11月4日付。
- (51) 『ニッキン』1994年12月9日付。
- (52) 『金融財政事情』1995年4月10日号、59ページ。
- (53) 『日本経済新聞』1995年1月16日付。
- (54) 『日経金融新聞』1995年5月12日付、および『ニッキン』1995年5月19日付。

## 論 説

- (55) 『金融財政事情』1995年8月7日号、12ページ。  
(56) 『ニッキン』1995年6月9日付および7月14日付。  
(57) 『ニッキン』1995年8月11日付。

### 2. 金融持ち株会社構想

持ち株会社構想は、これまでも経済が行き詰まるとたびたび浮上してきた。そして今回もバブル経済崩壊後の平成不況下の中で登場してきたわけであるが、今回は規制緩和推進計画にもその検討が盛り込まれ、俄然現実味を帯びてきた。一方、金融界では、業務自由化論議の中でも検討されてきており、業態別子会社方式に落ち着く前の5つの方式の1つとしてその導入が議論されていた。しかし、独占禁止法第9条（純粹持ち株会社の禁止）との関係でその採用が見送られたという経緯がある<sup>(58)</sup>。

現在、金融界が持ち株会社解禁論を唱える際には、次のような特徴的な主張が行われている。すなわち、「金融持ち株会社法の制定を最優先すべき」というものである<sup>(59)</sup>。この背景には、まず第1に、事業会社が金融業務へ間接的に参入する可能性をあらかじめ排除しようとする考え方があつた。第2には、事業会社が独占禁止法第10条の改正によってすでに「事業持ち株会社」になれるのに対して、金融機関は第11条（金融会社の株式保有の制限）の規定があるために、自由に事業持ち株会社にはなれないからだという考え方があつた。

では具体的に、銀行側が主張する金融持ち株会社解禁のメリットは、どのようなものがあるのであろうか。メリットとしては大きく分けて次の3点が考えられる<sup>(60)</sup>。第1に経営効率のアップ、第2にリスク管理上の便利性、第3に金融再編をさらに推し進めるための呼び水となる可能性、である。

こうした中で、一部都銀では解禁を視野に置いた分社化を進み始めた

とも言われている。ただし、デメリットとして旧財閥的な支配力の形成を危惧する声も多く聞かれる。また持ち株会社の解禁の正当性の根拠として持ち出される欧米の事例も、恣意的な選別によるものではないか、といった批判もある。さらに、税制の問題や株主の権利確保など課題は山積しており、「生煮えの解禁論」といった表現がなされているのが現状である。にもかかわらず、現在、銀行側の要求に応える形で、大蔵省の金融制度調査会で専門の検討委員会を設置し、その導入を図ろうとしている<sup>(61)</sup>。ここには、大銀行とその利益擁護を図る国家との癒着の構造があると言わざるを得ない。

いずれにしても、「解禁」の大合唱の中で、都銀は「効率性」を求める“金融再編”を推し進める切り札として金融持ち株会社導入を画策しているのである。

## 注

(58) 小林剛「銀行が熱望する“持ち株会社”解禁の日」『エコノミスト』1995年5月30日号。

(59) 馬淵紀壽「純粹持株会社制度導入と金融再編成」『金融ジャーナル』1995年7月号。

(60) 『日経金融新聞』1995年7月6日付。

(61) 『日本経済新聞』1995年6月3日付。

## V. おわりに

本稿では、現局面の“金融再編”を都銀の対応との関わりの中で検討してきた。以上の分析から、都銀が進める“金融再編”の本質は、その独占的体制の強化にあることは明らかである。そして“金融再編”の第1段階としての業態別子会社方式による証券・信託分野への参入も一応

## 論 説

めどがたった今、都銀は第2段階の異業態合併や第3段階の金融持ち株会社設立へとますますその戦略を推し進めようとしている。「効率性」の名の下に進められる“金融再編”は、中小金融機関等の淘汰・切り捨てを伴うだけに、現下の信用不安を増大する可能性を含んでおり、何らかの歯止めが必要なのではないだろうか。

ところで、都銀は95年7月末現在で19カ月連続で貸出金を減少させている。また預金も減少傾向にある。伝統的な銀行業務の停滞と新規業務への参入が活発化する中で、今「銀行とは何か」があらためて問われる必要があろう。また、不良債権処理問題と関わって、信用秩序の維持という名目で公的資金の投入が検討されたり、預金者の自己責任のルールを導入しようとする動きが強まる中で、銀行の公共性およびその公的性格と私的性格の問題を真剣に検討すべき段階にきているように思われる。経済構造の変化の中で、規制緩和という流れがいかにも本流のように言われているが、バブル崩壊後の日本経済の低迷に対して金融機関、とりわけ銀行が与えてきた悪影響は極めて大きいものがある。したがって、大手銀行を中心としたわが国金融機関はその利益至上主義的体質を改める必要がある。そのためには、やはり競争を促進する自由化ではなく、金融システムの安定を最優先する規制の再構築が必要であろう。

今後の課題としては、金融規制のあり方の再検討をベースとして、不良債権問題に揺れるわが国金融システムの現状分析と金融機関の役割について検討していきたい。

(本稿は1995年5月13日信用理論研究会関西西部会での報告を修正・加筆したものである)